

令和 5 年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書

令和 6 年 3 月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

- | | |
|---------|---|
| 金子 勝一 | 山梨学院大学 学習・教育開発センター 教授 |
| 川瀬 治 | 株式会社日刊工業新聞社 編集委員 |
| ◎ 黒澤 昌子 | 政策研究大学院大学 副学長 |
| 古賀 俊彦 | 職業能力開発総合大学校 能力開発院基盤ものづくり系
(機械加工ユニット) 准教授 |
| 高山 昌茂 | 協和監査法人 代表社員公認会計士 |
| 武雄 靖 | ものづくり大学 技能工芸学部 教授 |
| 塚崎 英世 | 職業能力開発総合大学校 能力開発院基盤ものづくり系
(建築施工・構造評価(木造)ユニット) 教授 |
| 筒井 美紀 | 法政大学 キャリアデザイン学部 教授 |

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等における第1次判断(定量的基準)	1
	(1) 第1次判断基準	1
	(2) 第1次判断基準に基づく評価	1
3	技能検定職種統廃合等における第2次判断(社会的便益)	2
	(1) 第2次判断基準	2
	(2) 枠組壁建築の状況	2
	(3) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング	4
	(4) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集	4
4	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について	5
	(1) 枠組壁建築	5
5	令和4年度以前の検討会において令和4年度の実施結果により判断するとしていた職種 ..	5

<資料>

- 1 これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績
- 2 平成22年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等
- 3 パブリックコメントでいただいたご意見の概要

<参考資料>

- 1 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要項
- 2 技能検定の統廃合について

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」（本検討会）を開催し、平成21年度には社会的便益の評価の具体的な方策について議論するとともに、以降、これらの基準に基づき技能検定職種の統廃合に係る方向性について提言してきた。（これまでの提言については資料1及び2参照）

令和5年度においては、令和4年度までの受検申請者数を基に検討を行った。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

（1）第1次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第1次判断基準としては、定量的基準によることとされており、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下の場合に検討対象としている。

ただし、直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えている場合、隔年又は3年毎の実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合（隔年実施の場合は50人以上、3年毎実施の場合は30人以上）は、検討対象から除外している。

（2）第1次判断基準に基づく評価

上記基準により評価した結果、表1のとおり、令和4年度以前6年間（新型コロナウイルス感染拡大防止のため試験が中止される等の影響のあった令和2年度を除く）の職種別の年間平均受検申請者数が100人以下の職種は、都道府県が実施する全111職種中11職種となった。このうち、近年の検討会で再検討対象とされている職種を除き、第1次判断基準に基づいて評価すると、枠組壁建築1職種が第2次判断で検討すべき対象職種となる。

表1 6年平均が100人以下の職種

職種	受検申請者数										基準	備考
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	6年平均		
金属溶解	48	72		52	41		52	70	1	35	30	3年毎実施
粉末冶金	66	96	89	119	92	89	18	44	28	77	50	隔年実施
金型製作	130	93	104	71	99	74	26	62		75	50	隔年実施
縫製機械整備	80		160		164		95		104	71	50	隔年実施
機械木工			89			81			140	37	30	3年毎実施 R5年度再 検討対象
枠組壁建築	77	135	137	80	85	53	定期 試験 中止	68		48	50	隔年実施
エーエルシーパ ネル施工		77		102			106			30	30	3年毎実施
ウェルポイント 施工	102	4	95	16	74	31	定期 試験 中止 29	82	35	45	30	3年毎実施
印章彫刻		101			70	50		141		44	30	3年毎実施
塗料調色	129	129	122	93	87	76	定期 試験 中止	78	79	89	100	毎年実施 R6年度再 検討対象
義肢・装具製作	204	91	150	56	77	59	42	60	47	62	50	隔年実施

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、前期試験を中止したため平均値の計算からは除外している。

3 技能検定職種統廃合等における第2次判断（社会的便益）

（1）第2次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第2次判断基準としては、業界、受検者、雇用主、消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断することとされている。

枠組壁建築職種については、現在、隔年で実施されているが、第1次判断基準を下回ったことを踏まえ3年毎実施に実施頻度を減らすか、社会的便益に照らして隔年実施を継続するか、評価を行った。

以下、検討結果を示す。

（2）枠組壁建築の状況

・ 枠組壁工事作業

数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業

ア 職種の変遷

昭和 56 年度に職種が新設された。(名称変更、統合等はない)

イ 受検申請者数の推移等

平成 13 年度に初めて 100 人を下回り、その後、平成 22 年度まで、概ね 120 人から 70 人程度で推移した。

平成 22 年度の検討会において、「平成 18 年度～23 年度の平均受検申請者数が 100 人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当」とされた。

平成 23 年度に 200 人を超え、6 年平均が 100 人を超えたことから、毎年実施での継続となったものの、平成 26 年度は 77 人となり、6 年平均が 100 人を下回ったことから、平成 27 年度の検討会の対象となり、「引き続き業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当」とされた。

平成 27、28 年度は 100 人を上回ったものの、以降は 90 人を下回り、6 年平均が 100 人を下回ったことから、令和 2 年度の検討対象となり、「業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和 3 年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当」とされたことを受け、隔年実施となった。

令和 3 年度は 68 人となり、その後令和 4 年度以前 6 年間の平均が 50 人を下回ることとなった。

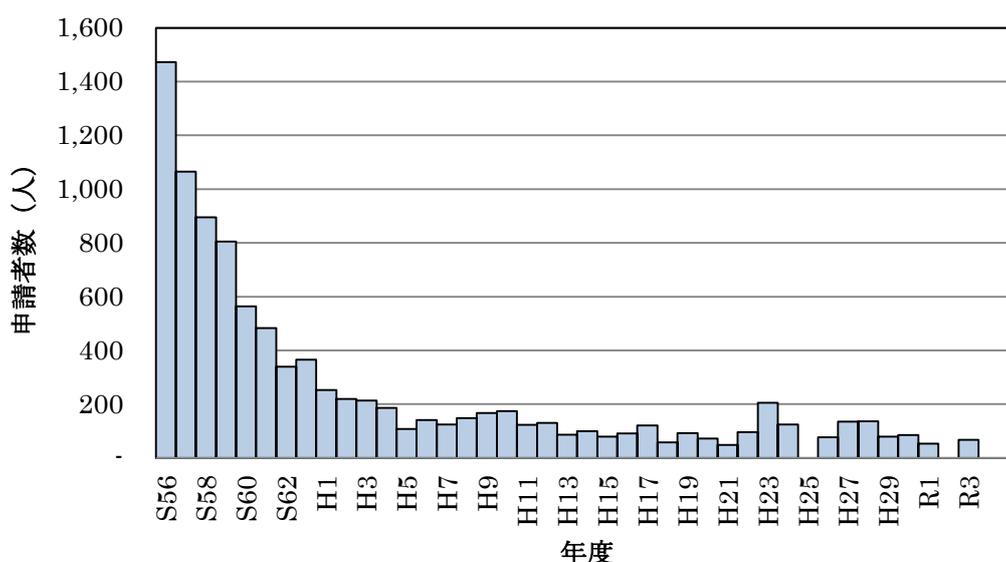


図 1 枠組壁建築職種受検申請者数の推移

(3) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

枠組壁建築職種を対象に、本検討会において、技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいて示された関係業界団体の意向は表2のとおりである。

表2 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
枠組壁建築	都道府県方式での継続（隔年実施）を希望

より具体的には、枠組壁建築職種について、以下の説明があった。

- ・受検者数が増加しない要因として、建築大工の新規就業者数の減少、慢性的な人手不足、高齢化が挙げられるが、今後、外国人技能者の受検者数増加が見込まれること。
- ・技能検定の活用の現状として、枠組壁建築技能士を活用して施工の品質を確保していること、住宅会社において資格の有無を社内大工の報酬査定に活用していること、技能士PR看板を設置していることが挙げられる。
- ・技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害として、外国人技能者の特定技能2号へのパスが狭くなること、建設キャリアアップシステムレベル4へのパスが狭くなること、ベテラン技能士に喪失感を与えること、若手フレイマー確保・育成の弊害となることが挙げられる。
- ・受検者を増やすための具体的な方策として、特定技能外国人の雇用支援と教育支援、建設キャリアアップシステムの取組継続と普及活動の実施、会員への情報発信の強化、試験会場の増加検討を行うこと。

(4) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかにも、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、令和6年1月17日（水）～2月16日（金）までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、意見の提出はなかった。

4 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、検討対象職種に係る毎年実施継続の可否について審議を行った結果は、次のとおりである。

(1) 枠組壁建築

枠組壁建築については、令和3年度を起点に隔年で検定を実施しているが、令和4年度以前6年間の平均受検申請者数が48人となり、第1次判断基準の50人を2人下回っている。しかしながら、建築大工の技能検定合格者など潜在的な受検申請者は多いことから、関係業界団体が

- ① 会員や協力業者、建築大工関係団体等の協力を得て、当該資格取得対象となり得る職人の数や技能士資格の取得率、受検者数、不合格者等を把握しつつ、潜在的な受検申請者がどこにいるのか具体的に突き止めて受検勧奨を行っていくこと、
- ② 受検予定者への事前講習の参加勧奨や事前講習の充実を行っていくことや、所属企業への支援の仕組みの検討や導入を行っていくこと、
- ③ 技能士資格取得者に毎月資格手当を支給している事例や在留資格「特定技能」の外国人技能者が受検している事例等の好事例を周知していくこと、

で受検申請者の増加が期待でき、企業による技能検定試験の活用が促進される可能性もある。

このため、枠組壁建築職種については、関係業界団体が資格取得対象者を把握しつつ受検勧奨を行うことや事前講習の充実等により受検者拡大を図ること、ホームページや機関誌等を通じた好事例の周知等により企業による技能検定試験の活用を促進することを条件に、隔年での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当である。

なお、次回試験を実施する令和7年度の受検申請者数が188人を下回ることとなった場合には、改めて3年毎実施に実施頻度を落とすことや職種廃止とすることについて本検討会に諮るものとする。

5 令和4年度以前の検討会において令和4年度の実施結果により判断するとしていた職種

機械木工職種については、令和2年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会にお

いて、「平成 29 年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。」旨の結論で取りまとめられた。

ただし、検討会では「職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和 4 年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が 90 人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。」旨の付記がなされている。

令和 4 年度の機械木工職種の受検申請者数は、90 人以上の 140 人であり、

① 6 年平均の受検申請者数は、30 人以上（37 人）

② 全作業（機械木工作業及び木工機械作業）が 3 年毎の実施となっている。

また、事務局職員が関係業界団体訪問によるヒアリングを行ったところ、関係業界団体は引き続き取組を強化して業界として技能検定を活用していきたいと取り組む姿勢を見せている。

このため、引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3 年毎での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当である。

なお、本検討会において、「都道府県方式による実施」との結論に達した職種であっても、今後、受検申請者数の減少により、再び第 1 次判断（定量的基準）に該当することとなれば、改めて統廃合等について検討する必要がある。

これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数(人)	試験実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1)職種廃止、(2)他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3)指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。	H23 廃止
	漆器製造職種	4	1回		H22 廃止
	製材のこ目立て職種	6	1回		H23 廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3年毎		H23 廃止
	竹工芸職種	8	3年毎		H23 廃止
	ガラス製品製造職種	9	3年毎		H23 廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23 廃止
	ファインセラミックス製品製造職種	17	3回		H22 廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23 廃止
	木工機械整備職種	28	隔年		H24 他職種と統合
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	ウェルポイント施工職種	28	隔年	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	エーエルシーパネル施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。	H24 他職種と統合
H23	(対象無し)				

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数(人)	試験実施頻度	検討会結論	対応
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。	
	枠組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当である。	(H27再検討)
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29廃止
	機械木工職種	H25より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。	(H29再検討)
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。	(H29再検討)
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H28廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
	枠組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年技能検定試験(次回)における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。	→令和2年度に再検討
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	→令和元年度に再検討
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当である。	H29プリアプレスに職種名称変更
	エーエルシーパネル施工職種	38	隔年	今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	

年度	検討対象職種	6年平均受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H30	(対象無し)				
R元	陶磁器製造職種	40	3年毎	平成30年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79人であり、90人に満たず、関係業界団体に改めて確認したところ、廃止はやむを得ないという回答がなされている。このため、平成29年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止が適当。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮。	令和3年度 最終試験実施の上廃止 予定
	ウェルポイント施工職種	45	2年毎	当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和2年度から起算して3年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
	印章彫刻職種	29	3年毎	印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、令和3年度の技能検定試験では100名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和3年度の受検者数が100人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとするが適当。	要フォロー →令和4年度 に再検討
R2	機械木工	25	3年毎	機械木工職種については、平成29年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和4年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が90人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。	要フォロー →令和5年度 に再検討
	枠組壁建築	95	毎年	枠組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の12%台で推移し、木造戸数に限れば20%以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である100人を下回ると一旦増かすものの、数年後に再び100人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には3年連続で100人を下回り、53人となった。この結果、6年平均では95人となり、第一次判断基準の100人を下回っている。 このため、枠組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和3年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。	

年度	検討対象職種	6年平均受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
R3	(対象なし)			令和2年度はコロナ拡大防止のため中止されたため、令和3年度の結果に基づき判断	保留
R4	塗料調色	98	毎年	令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和6年度に再検討。(ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。)	要フォロー →令和6年度に再検討

平成22年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等

資料2

	H21年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H22年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H23年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H24年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H25年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H26年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H27年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H28年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H29年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H30年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R1年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R2年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R3年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R4年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)
塗料調色	100 (112)	109 (114)	118 (116)	120 (119)	109 (117)	129 (114)	129 (119)	122 (121)	93 (117)	87 (112)	76 (106)	-	78 (98)	79 (89)
実施頻度	毎年実施													
検討会の提言	R5年度以降の受検申請者数が100人以上であることを条件に毎年実施の継続を認める。													
枠組壁建築	48 (80)	96 (81)	205 (95)	124 (106)	- (91)	77 (92)	135 (106)	137 (113)	80 (92)	85 (86)	53 (95)	-	68 (71)	- (48)
実施頻度	毎年実施													
検討会の提言	H18-23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合に隔年に移行。 24年度の結果を見て判断。 前期から後期に移行。25年度は休止して周知期間に 業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を準止める。 R3年度から起算して隔年実施とすることを条件に存続を認める。													
機械木工	1 (27)	26 (26)	- (17)	- (10)	67 (35)	- (23)	- (23)	89 (26)	- (26)	- (26)	81 (28)	-	-	140 (37)
実施頻度	隔年実施 → 3年毎実施													
検討会の提言	廃止か他職種との統合。 H25年度より機械木工職種と木工機械整備職種を統合。 統合後の受検申請者数を評価。 次回試験の受検申請者数が少なくとも年間平均30人以上になることを条件に存続を認める。 R4年の受検申請数を確認し、改め検討する。													
木工機械整備	- (28)	42 (24)	- (24)	- (14)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実施頻度	隔年実施 → 廃止か他職種との統合。													
検討会の提言	H25年度より機械木工職種と木工機械整備職種を統合。													
印章彫刻	30 (39)	- (33)	- (25)	117 (36)	- (46)	- (25)	101 (36)	- (36)	- (36)	70 (29)	50 (37)	-	141 (44)	- (44)
実施頻度	3年毎実施													
検討会の提言	次回試験の受検申請者数を待つて検討。 H27年度以降の試験結果をみて判断。 R3年度の受検申請者数が100人以上であること、業界団体の取組結果を踏まえ検討。													
カネ・イト施工	- (28)	102 (36)	- (32)	109 (46)	- (69)	102 (52)	4 (53)	95 (52)	16 (51)	74 (45)	31 (45)	29	82 (50)	35 (45)
実施頻度	隔年実施 → 3年毎実施													
検討会の提言	次回受検申請者数が100人を超えた場合は隔年での実施を認める。 R2年度から起算して3年毎実施とすることを条件に存続を認める。													
陶磁器製造	16 (45)	95 (46)	- (45)	16 (35)	83 (57)	- (35)	77 (45)	- (29)	- (29)	79 (40)	- (26)	-	66 (24)	-
実施頻度	3年毎実施 (H27年度まで3作業、以降2作業)													
検討会の提言	30年度を最終試験とし職種廃止すべき。30年度に90人以上受検申請者があった場合は改めて検討。 最終試験の実施に配慮して廃止。 R3年度の最終試験をもって廃止													

※) 赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号（平成 29 年 9 月 1 日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

技能検定の職種等の統廃合等について

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書(平成21年1月)

1 検討体制
技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画
前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合は検討対象から除外。
① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

4 検討過程の客観性・透明性の確保

① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当